

くまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 くまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業（以下「本事業」という。）費補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 農業機械等の価格高騰の影響を受けた農業者を緊急的に支援し、土地利用型農業の競争力強化を図るため、地域営農組織育成支援では広域農場の前段階である地域営農組織の規模拡大や低コスト新技術の導入を推進し、中山間等組織化支援では中山間地域等での機械の共同利用や組織化の取組みの拡大を図る。

(事業の内容等)

第3条 本事業の事業実施主体、採択基準、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(助成措置)

第4条 県は、本事業の実施に必要な経費について、予算の範囲内で、本要領、規則及び要項に基づき助成する。

(事業実施の手続等)

第5条

1 地域営農組織育成支援

(1) 事業実施計画の承認申請及び変更申請

原則として市町村を経由する間接補助事業とし、要項第3条の事業実施計画書は、別記第1-1号様式によるものとする。

また、要項第5条第1項の事業実施変更計画書は、別記第1-1号様式を準用する。

(2) 補助金の交付申請及び変更交付申請

要項第6条第2項第1号の事業計画書及び要項第8条第2項の事業変更計画書は、別記第1-1号様式を準用する。なお、交付申請には実施設計書を添付する。

(3) 事業の交付決定前着手

要項第9条第1項の補助金等交付決定前着手承認申請書の様式は、別記第1-2号様式とする。

(4) 実績報告

要項第 13 条第 2 項第 1 号の事業実績書は、別記第 1-1 号様式を準用する。なお、実績報告には出来高設計書を添付する。

(5) 事業の成果等に関する追跡調査

事業実施主体は、事業実施年度から目標が概ね達成されるまでの間毎年度、別記第 1-3 号様式により、県の求めに応じ目標達成状況報告を行うものとし、その期限は、翌年度の 7 月末までとする。また、目標年度以降（目標年度を含む）に目標が達成されていない場合は、県の求めに応じ目標達成状況報告とともに別記第 1-4 号様式にて改善計画の実施について報告するものとする。

ただし、自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合や、社会情勢等の変化により目標の達成が困難となるような事態が生じている場合であって、事業実施主体から評価終了の改善計画が提出され県が妥当と判断した場合は、目標達成状況調査及び改善計画の実施についての報告を終了できることとする。

2 中山間地域等組織化支援

(1) 事業実施計画の承認申請及び変更申請

原則として市町村を経由する間接補助事業とし、要項第 3 条の事業実施計画書は、別記第 1-1 号様式によるものとする。

また、要項第 5 条第 1 項の事業実施変更計画書は、別記第 1-1 号様式を準用する。

(2) 補助金の交付申請及び変更交付申請

要項第 6 条第 2 項第 1 号の事業計画書及び要項第 8 条第 2 項の事業変更計画書は、別記第 1-1 号様式を準用する。なお、交付申請には実施設計書を添付する。

(3) 事業の交付決定前着手

要項第 9 条第 1 項の補助金等交付決定前着手承認申請書の様式は、別記第 1-2 号様式とする。

(4) 実績報告

要項第 13 条第 2 項第 1 号の事業実績書は、別記第 1-1 号様式を準用する。なお、実績報告には出来高設計書を添付する。

(5) 事業の成果等に関する追跡調査

事業実施主体は、事業実施年度から目標が概ね達成されるまでの間毎年度、別記第 1-3 号様式により、県の求めに応じ目標達成状況報告を行うものとし、その期限は、翌年度の 7 月末までとする。また、目標年度以降（目標年度を含む）に目標が達成されていない場合は、県の求めに応じ目標達成状況報告とともに別記第 1-4 号様式にて改善計画の実施について報告するものとする。

ただし、自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合や、社会情勢等の変化により目標の達成が困難となるような事態が生じている場合であって、事業実施主体から評価終了の改善計画が提出され県が妥当と判断した場合は、目標達成状況調査及び改善計画の実施についての報告を終了できることとする。

（事業の推進）

第6条 事業の実施に当たっては、所期の目的を達成するため、行政、農業団体等の関係機関は相互の連携に努め、事業の円滑な推進を図るものとする。

（財産の処分の制限）

第7条 要項第17条の本事業により取得した財産の処分の制限期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に定める期間を準用する。

（調査・指導等）

第8条 県は、必要に応じて事業実施主体等に対し、事業の実施状況及び経理内容等について報告を求めることができるものとする。また、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を求め、現地調査等を実施することができるものとする。この際、事業実施主体等は、県の求めに応じ調査等に協力するものとする。

（雑則）

第9条 本事業の実施については、規則、要項及びこの要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。
この要領は、平成28年6月10日から施行する。
この要領は、平成29年4月3日から施行する。
この要領は、平成30年4月20日から施行する。
この要領は、令和元年5月27日から施行する。
この要領は、令和2年10月8日から施行する。
この要領は、令和3年4月26日から施行する。
この要領は、令和4年4月18日から施行する。
この要領は、令和5年5月8日から施行する。
この要領は、令和6年4月12日から施行する。
この要領は、令和7年3月21日から施行する。